

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和5年2月15日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を変更する土地の区域

京都市山科区大宅御供田町、大宅烏田町、大宅細田町、栂辻番所ケ口町、栂辻平田町、栂辻封シ川町、栂辻池尻町、栂辻東潰、栂辻西潰、勧修寺平田町の各一部

京都市南区西九条島町、西九条東島町、西九条東柳ノ内町、東九条上御霊町、東九条東御霊町、東九条東札辻町、東九条宇賀辺町、東九条柳下町、東九条南松ノ木町、東九条烏丸町、東九条南烏丸町、東九条明田町、東九条石田町、東九条河辺町、東九条松田町、東九条東山王町、東九条南山王町、東九条北烏丸町、東九条西山王町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和5年2月15日から同年3月2日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の提出

(1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若

しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)